

知的財産権に関するガイドライン

【IIEEC事業終了後のMATメソッド®の取り扱いについて】

IIEEC 英語教師トレーニングセンターは、2026年4月末日をもって法人としての活動を終了いたします。これまで長きにわたり MAT メソッド®を大切に扱い、現場で活かしてくださった皆さまに、心より御礼申し上げます。

MAT メソッド® (MAT METHOD®) に関する商標権、および教材・指導法の具体的な表現・構成に関する著作権は、法人終了後も権利者によって引き続き管理・保護されます。法人の終了は、これらの権利の放棄や自由利用を意味するものではありません。

今後も、皆さまがそれぞれのレッスン現場でメソッドを活かしてくださることを願いつつ、トラブルを未然に防ぎ、メソッドの本質と信頼性を守るため、以下の通り取り扱いの目安を共有させていただきます。

1. 教材（著作物）の使用範囲について

IIEEC が制作・提供してきた教材（カード、マニュアル、ワークブック、CD、デジタルコンテンツ等）は、音声・テキスト・レイアウト・構成を含むすべての表現において著作権法に基づき保護されます。

- **使用の範囲：** 受講されたご本人が、自身のレッスン現場において、生徒に対して使用する範囲を想定しております。
- **想定していない取り扱い：** 教材の複製（コピー・スキャン・デジタル化等）や、第三者への配布・共有（SNS 等への掲載、AI システムへの入力・利用を含む）は、著作権法上認められない行為にあたる場合がございます。また、教材の構成や表現をもとに類似の教材を制作・提供し、第三者に対して使用することも同様です。

2. 指導法の取り扱いについて

MAT メソッド®は、受講された先生が自身の指導現場で生徒を教えるためのものとして提供されております。

- 第三者への体系的な伝達や、講師養成を目的とした使用は、認めておりません。
- 名称や表現を変更した形であっても、MAT メソッド®の具体的な構成や表現をもとに独自の教授法として展開・発信されることはできません。

3. 商標および名称の取り扱いについて

- 「MAT METHOD」および「IIEEC」は登録商標です。法人終了後は、これらの名称を用いた講座の開設や集客、認定等の活動は行われたい前提となります。
- IIEEC においては公式な「認定校」「認定資格」といった制度は設けておりませんため、これらに類する肩書の使用も想定しておりません。

本ガイドラインは、皆さまの善意ある活動を妨げることを目的とするものではありません。ただし、商標権・著作権等の権利は法人終了後も権利者によって継続して管理されており、必要に応じて適切に対応させていただく場合がございます。

引き続き MAT メソッド®の本質をご自身の現場で大切に活かしていただきますよう、またご不明な点がございましたらご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

2026年3月31日

有限会社アイ・アイ・イー・イー・シー
(IIEEC 英語教師トレーニングセンター)
代表 黒田昌代